【21-22 過去問解きまくり！行政法　訂正表】2021 年 11 月 19 日現在

ページ	問題番号 タイトル	行数	誤	正	備考
40	問題 12	問題文 ２行目	（国Ⅱ2000）	（国Ⅱ2000 改題）	2020/12/18 訂正
40	問題 12	肢４	地方議会の議員に対する出席停止のような懲罰処分の適否については，地方議会の内部規律の問題であるから，司法審査の対象にならない。	地方議会の議員に対する出席停止のような懲罰については，それが科されると当該議員は議員としての中核的な活動をすることができず，住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなるので，その適否は司法審査の対象となる。	2020/12/18 訂正
40	問題 12 の解説	肢４	判例は，いわゆる部分社会の法理を用い**地方議会の議員に対する出席停止処分の適否**については，地方議会内部規律の問題であるから**司法審査の対象とならない**としている（最大判昭 35.10.19）。	従来の判例は，**地方議会の議員に対する出席停止の懲罰**については，地方議会内部規律の問題であるから**司法審査の対象とならない**としていた（最大判昭 35.10.19）が，最高裁はこれを変更し，本記述のように議員に対する出席停止の弊害を指摘することで，懲罰につき議会に一定の裁量権があることを認めながらも，**出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象となる**とした（最大判令 2.11.25）。	2020/12/18 訂正
75	問題 23	解説 肢ウ	**評価委員会とは，独立行政法人の主務庁に設置され，独立行政法人の業務の実績の評価などを行う機関である**（独立行政法人通則法 12 条の 2 第 5 項）。したがって，独立行政法人は，中期目標（記述イ参照）の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けることとされている。他方，中期目標の期間の終了時において，当該行政法人の主要な事務および事業の改廃について，**主務大臣に勧告する権限を有するのは，評価委員会ではなく，政令により定められる審議会である**（同法 35 条の 4 第 4 項）。	**中期目標の期間における業務の実績について評価を受けなければならないのは，独立行政法人のうち中期目標管理法人であり，評価するのは主務大臣である**（独立行政法人通則法 32 条 1 項）。また，主務大臣に勧告しうるのは評価委員会ではなく，**独立行政法人評価制度委員会**である。すなわち，独立行政法人評価制度委員会は，中期目標管理法人の主要な事務および事業の改廃に関し，主務大臣に勧告することができるのである（同法 35 条 4 項）。	2021/3/30 訂正

559	問題 163	肢２ ３行目	「正当な理由」について，原告の事務の繁忙，病気，出張不在，法律の不知等は，「正当な理由」にはあたらない	「正当な理由」について，原告の事務の繁忙，出張不在，法律の不知等は，「正当な理由」にはあたらない	2021/11/19 訂正

※「掲載日」は，上掲訂正情報がＬＥＣホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/)に掲載された日付です。